

支援業務諮問委員会（第26回）議事概要

1. 開催月日 平成26年9月18日（木）10:00～11:00

2. 場 所 一般社団法人電気通信事業者協会 第2会議室
（東京都港区西新橋1-1-3 東京桜田ビル4F）

3. 出席者

【委員】（五十音順、敬称略）

阿佐美弘恭、阿部基成、井上福造、河村真紀子、齊藤忠夫（委員長）、
酒井紀雄、鈴木良之、関口博正（副委員長）、藤田元、以上9名
（欠席 久保忠敏、徳永順二、増田和彦 3名）

【一般社団法人電気通信事業者協会】

奥山八州夫（専務理事）、安食伸一（支援業務室長）

4. 議事

（1）審議事項

- ・番号単価の算定
- ・交付金の額及び交付方法等に係る総務大臣への認可申請等
- ・負担金の額及び徴収方法等に係る総務大臣への認可申請等

（2）報告事項

- ・支援業務に係る当面のスケジュール
- ・平成25年度収支決算（支援業務関係）
- ・周知広報活動の実施状況

5. 議事要旨

委員長

（開会宣言）

（事務局に、出席状況の報告方指示）

事務局

（諮問委員12名中9名出席で定足数を満たしており、本会議は成立している旨を報告）

（委員長の指示により、資料の有無を確認）

委員長

それでは、審議事項の番号単価の算定について、事務局から説明願います。

事務局

(資料1に基づき、番号単価の算定について説明)

委員長

ただいまの説明内容についてご意見ご質問等ございませんか。

特別損失の中のポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）の処理費用は補てん対象額への影響は全くないのですか。

事務局

補てん対象額としては資料の参考にありますように東日本大震災の影響を含めた額として約800万円と試算されております。また、PCBに係る分はこの額の中の極めて小さな額と聞いております。

委員

PCBの処理費用が小さいとしても、ユニバーサルサービス料金として消費者に求めるのは筋違いなのではありませんか。

委員

NTT東西ではそれぞれ平成16年、平成17年にPCB廃棄物の処理費用を引当金として見積もり、営業費用に計上していました。今回、処理費用が16倍に跳ね上がったことから値上がり分について引当金として見積もり、額が大きいために特別損失として計上いたしました。営業費用と同質であるこの度の特別損失のうち、基礎的電気通信役務に係る分を交付金の算定において考慮したとしても致し方ないのではないのでしょうか。

委員

過去のユニバーサルサービスの提供に要していた設備に係るコストではありますが、法律上その処理が事業者には義務づけられているものであります。NTT東西においてはその責務に基づき、合理的に費用を算出できることとなった会計年度で費用を計上していること、その全額をユニバーサルサービスのコストに含めるわけではないこと、また当該費用の性質からしてPCBの処理費用を算定において考慮することはやむを得ないのではないのでしょうか。ユニバーサルサービス以外の役務とも適正に配賦されているとのことであり、問題はないと思われまます。

委員

P C Bの処理費用はユニバーサルサービスを提供していなくても生ずる費用であり、それをユニバーサルサービス料金に含めるのは違うかな、と思います。

委員

ユニバーサルサービスを提供していなかったら当然のことながら補填には値しないということで、ユニバーサルサービスを提供しているからこそ、適正に配賦された分のみが交付金の算定に用いられているということです。東日本大震災の特別損失もユニバーサルサービスを提供していなかったら補填されないわけですから。また、震災の費用についても基礎的電気通信役務に関連する費用の抽出に際しては総務省が相当厳しく審査したと聞いています。

委員長

このP C B処理費用が発生するのは今回だけですか。

委員

今後、当該費用を計上すべき時期や金額については不確定な要素が多く明確には申し上げられませんが、現在の単価で処理することとなった場合、N T T東西とも約80億円ずつ必要になると思われます。

委員長

過去のユニバーサルサービスの維持に要した費用は、現に提供しているユニバーサルサービスを実現するために必要な費用だということですね。
半世紀前のサービスに係った費用を今処理するということですね。

委員

これまで、P C Bの処理方法が確立されておらず、N T T東西は処理をしたくても出来なかったということです。処理方法が確立せず、費用を合理的に見積もることができなかった、つまり外的な要因により費用計上できなかったわけですからそれは致し方がないのではないのでしょうか。

委員長

今回、処分対象となっている機器が、約50年前に使われていたものだとすれば、その当時にユニバーサルサービスがどれくらい提供されていたか、そういうデータがあっても良いのではないか。

委員

そこまで古い資料を確認するのは難しいのではないのでしょうか。

委員長

このテーマについては色々な観点からの議論がありますが、こういう議論をすることが大事です。

このPCB処理費用を入れるかどうかというのは、総務省のご判断になると思いますが、NTT東西から総務省に「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則」の3条の規定に基づく許可申請が出されていますので当委員会としてもNTT東西の3条許可申請とともに認可の申請を行うことと致します。

総務省の情報通信行政・郵政行政審議会でも当委員会の結論と違う答申が出た場合は改めて事情を説明させていただこうと思います。具体的な方法については委員長と事務局で相談して検討いたします。

それでは次の審議事項へまいります。

事務局

(資料2に基づき、交付金の認可申請について説明)

(資料3に基づき、負担金の認可申請について説明)

委員長

それでは、諮問のとおりの内容で了承したいと思います。答申書案をお配りします。ご意見・ご質問はございませんか。特になければこの内容で答申することといたします。

次に報告事項ですが、3件まとめて事務局よりご説明願います。

事務局

(資料4に基づき、支援業務に係る当面のスケジュールについて

資料5に基づき、平成24年度収支決算について

資料6に基づき、周知広報活動の実施状況について説明)

委員長

ご質問ご意見等はありませんか。

以上で、第26回支援業務諮問委員会を終了いたします。

ありがとうございました。